

事件番号 平成28年(ワ)第1181号

事件名 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件

原告 宮崎俊郎 外200名

被告 国

意見陳述要旨

2016年6月23日

横浜地方裁判所 第4民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 大野美樹

1 マイナンバー制度について

被告は、マイナンバー制度の概要について、「マイナンバー 社会保障・税番号制度 概要資料」(甲1)記載のとおりと説明していますが、この制度の特徴について、述べます。

- ① 国民、外国人住民、法人、全てに対して、新たに「マイナンバー」と呼ばれる重複しない12桁(法人については13桁)の番号を付番しました。
- ② マイナンバーは、原則、生涯不変です。
- ③ マイナンバーは、民間でも利用可能な広範な分野の共通番号として利用されます。「民-民-官」での利用と表現されることがあります。
- ④ マイナンバーは、まずは、税、社会保障、災害対策分野の共通番号として利用されますが、今後、積極的にマイナンバー制度の利活用を図ることが国家戦略として位置づけられており、広い分野での利用が急速に実現に移されようとしています。

既に、利用拡大が確定しているものもあります。平成27年9月3日に改正法が成立し、①預金口座へのマイナンバーの付番、②医療等の分野における利用範囲の拡充、③地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充が決まりました。

上記①は、預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。とされています。

上記②は、特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とするとされています。

上記③は、すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とされています。

これらはいずれも、個人の極めてセンシティブな情報であることが明らかです。

⑤ 各省庁等に収集・保存されている、特定個人情報の連携(=データマッチング)をするためのシステムである情報提供ネットワークシステムを整備しました。

⑥ 2017年1月から、「マイナポータル」というインターネットポータルサイトを立ち上げ、個人番号カードを使えば、各種情報提供や、手続きを行えるようになります。

但し、これについては、最近、システムの整備の遅れにより、利用開始時期が遅れると発表されています。

2 マイナンバー制度の危険性について

このマイナンバー制度は、大きな危険性を持つ制度といえます。具体

的には、①情報漏洩の危険性、②データマッチングの危険性、③成りすましの危険性、です。

(1) ①情報漏洩の危険性

マイナンバーで整理される情報は、税金関係、社会保障関係のものであり、さらには、預金口座、医療等の分野への利用拡大が予定されており、いずれも極めてセンシティブな、「名簿屋」的に言えば極めて価値が高い情報です。マイナンバー付きの情報が一旦流出したら、マイナンバーが、分野を超えて、正確に個人を識別する番号であることから、容易かつ確実な名寄せ・突合が可能になります。情報漏洩の危険性は高く、一旦漏洩した場合の危険性も、これまでと比較にならない位高くなります。そして、マイナンバーは「民－民－官」で利用されることから、マイナンバー付きの情報データベースは、行政部門だけでなく、民間部門でも大量にできあがることとなります。

国は、行政部門はセキュリティレベルが高いから問題はないというかもしれません。しかし、行政部門からの情報漏洩の危険性は、2015年（平成27年）6月1日に公表された日本年金機構からの125万件にもものぼる基礎年金番号付き個人情報の漏洩事件からも明らかです。同機構では、番号法に基づく特定個人情報保護評価において、「不正プログラム対策」及び「不正アクセス対策」を十分に行っているとして、「特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じている」と宣言していたにもかかわらず、流出を生じさせました。

(2) ②データマッチングの危険性

一旦漏れた特定個人情報は、名寄せのマスターキーである「マイナンバー」により、①多くの分野の個人情報を、他人の個人情報と混同することなく、容易かつ確実に名寄せ・突合（＝データマッチング）

することが可能となります。しかも、②このマイナンバーは、原則生涯不変ですから、一生涯を通じた個人情報名寄せされかねません。

また、国などの行政機関が権限を濫用してデータマッチングを行わないか、その保障は担保されていません。

(3) ③成りすましの危険性

このように、特定個人情報が漏洩し、それが名寄せ・突合されれば、その対象者の個人像が明らかになります。従って、その情報を利用すれば、その人に成りすますることが容易になります。

成りすましをされた場合、例えば、勝手に債務を作られるなど、本人の関与しないところで、誤った、もしくは、歪んだ本人像が作られることとなります。しかも、この場合、成りすましされたということ主張立証する責任は本人にあることになるから、その訂正は極めて困難です。この成りすましによる被害は、米国などでは、極めて深刻な社会問題となっているところです。

3 安全対策が極めて不十分であることについて

以上のようなリスクに対する、国の定める安全対策は極めて心もとないものです（訴状15～17頁）。

詳しく述べる余裕はありませんが、一つ指摘するならば、現代社会においては「漏れることを前提の安全対策」をとらなければならないということです。日本の情報セキュリティの中核をなす内閣サイバーセキュリティセンター（NICS）の前身である内閣官房情報セキュリティセンターは、平成21年に、情報セキュリティに関して、「事故前提社会」という考えをとらなければならないことを強調しています（「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日））。

情報流出事故を前提とするならば、名寄せがされにくい「分野別番号

制」を基本におくべきことは当然であり、世界の趨勢は共通番号制から分野別番号制へとなっています。共通番号制の国である米国や韓国でも、その弊害ゆえ、何とか分野別番号制の方向に転換しようとしているところですが、一旦出来上がった制度を手直しすることは困難で、苦悶しているのが現状です。このような中、日本は、あえて共通番号制をとりました。

- 4 番号法の目的として、行政運営の効率化、行政分野における公正な給付と負担の確保、国民の事務上の負担軽減があげられています。しかし、このようなリスクを負ってまで達成すべき目的でしょうか。裁判所におかれては、マイナンバー制度がプライバシー権に与える深刻な侵害について、ぜひ、慎重にご判断頂きたいと思います。

以上